

## 美しい八王子をつくる会事業補助金交付要綱

(平成28年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市の美化を推進するため、美しい八王子をつくる会の事業に関する活動を支援するため、市が予算の範囲内で交付する補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、美しい八王子をつくる会とする。

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、美しい八王子をつくる会が行う次の各号のいずれかに該当する活動を内容とする美化事業とする。

- (1) 美化推進活動
- (2) 美化啓発活動
- (3) その他市長が適当と認める活動

(補助金額)

第4条 補助金の額は年額171,000円以下とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受ける場合は、補助金交付申請書（第1号様式）にて毎年5月31日までに市長に提出するものとする。

(申請書添付書類)

第6条 規則第6条2項に規定するその他必要な書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 会則
- (2) 委員名簿

(交付決定通知書)

第7条 規則第7条2項に規定する補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（第2号様式）によるものとする。

(実績報告書)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、補助金事業等実績報告書（第3号様式）とする。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。